

## 傍聴される皆さまへ

傍聴にあたっては次のことをお守りください。

- 1 傍聴される方は議場に入ることはできません。
- 2 酒気を帯びている方、その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる方は傍聴席に入ることはできません。
- 3 傍聴席では次の事項をお守りください。
  - (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないでください。
  - (2) 談話し、歌を歌い、大声で笑い、その他騒ぎ立てないでください。
  - (3) はち巻、腕章をする等示威的行為をしないでください。
  - (4) 帽子、外とう、えり巻等を着用しないでください。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た時は、この限りではありません。
  - (5) 飲食又は喫煙をしないでください。
  - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないでください。
  - (7) 携帯電話その他音を発する機器の電源をお切りください。
  - (8) 撮影又は録音をしないでください。ただし、議長の許可を得たときは、この限りではありません。
  - (9) その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないでください。
- 4 秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場してください。
- 5 傍聴する方は、すべて係員の指示に従ってください。

※議会では、本会議の様子をインターネットにより録画配信いたします。その際、傍聴席が背景の一部として映ることがありますので、ご了承ください。